

令和5年5月22日

建設業者団体の長 殿

国土交通省
財務省
国税庁

令和5年度税制改正を踏まえたインボイス制度に関する周知等について (協力依頼)

平素から、国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始される本年10月1日まで、残すところ約4か月となりました。

お陰様をもちまして、貴団体に多大なるご協力をいただいたこともあり、インボイス発行事業者の登録申請が、約320万件（3月末時点）となりました。

また、3月末時点をもって、課税事業者全体の約9割の事業者の方が申請済みと考えられます。

今般、令和5年度税制改正にてインボイス制度に関する負担軽減措置等が盛り込まれたところであり、国税当局を初め国土交通省としても、当該負担軽減措置の内容はもとより、その他制度に関連する補助金等の支援策や、国税当局に登録要否についての個別相談ができる旨なども含め、周知広報を行っていくこととしております。

そのため、これまでより数次にわたりお願いさせていただいた内容と重複する部分もございですが、制度開始を円滑に迎えるに当たり、事業者の方々に制度の内容を正確にご理解いただき、必要な準備・対応を進めていただくため、以下4点についてご協力賜れば幸いです。

1. 令和5年度税制改正等の周知について

前述のとおり、インボイス制度については、令和5年度税制改正において、事業者の方の負担軽減措置等を講ずることとなりました。

特に、この負担軽減措置等は中小・小規模事業者（免税事業者）の方にとって、インボイス発行事業者の登録を受けるか否かの検討をするに当たって重要な検討材料となります。国税庁において、税制改正の内容を案内するリーフレットを作成しておりますので、ご案内させていただきます。

このほか、これからインボイス制度の登録要否のご検討を始めるに当たり、まずは制度を知りたいという方に向けて、消費税の仕組みからインボイス制度の内容について分かりやすく説明した周知広報動画などを公開しております。

貴団体におかれましても、会員事業者に各種コンテンツをご案内いただき、必要に応じてご活用いただきますと幸いです。

※ 講師派遣依頼及び寄稿依頼も引き続き受け付けておりますので、説明会の開催をご検討のほど、よろしく願いいたします。

2. 事業者への個別相談対応について

全国の税務署では、これまでご案内してきた説明会に加え、登録の要否をご検討している事業者の方々を対象に、登録の考え方や補助金等の支援策などの情報等を個別にご案内する「登録要否相談会」を開催しております。

また、中小企業庁の補助事業において、免税事業者のインボイス制度に関する相談内容に応じて、税理士による無料オンライン相談など各種相談先を紹介する窓口を開設しているほか、各省庁においても、事業者の皆様が抱える様々な疑問やお悩みに対応するため、各種補助金や下請法・独占禁止法等に関する相談窓口を設けております。

貴団体におかれましては、会員事業者や取引先が上記のような立場に該当する場合は、必要に応じてご案内させていただきますよう、お願いいたします。

なお、制度の一般的なご相談は、インボイスコールセンターでも承っております。

3. 登録申請について

インボイスを発行するためには、納税地を所轄する税務署長に対して登録申請書を提出し、インボイス発行事業者の登録を受け、登録番号を取得する（税務署から通知を受ける）必要があります。

この登録申請・通知について、以下のようなお問い合わせが増えています。

- ・ 登録通知書はいつ届くのか。
- ・ 登録通知書を紛失してしまった。
- ・ 登録申請書の記載方法が分からない。

e-Tax を利用することで、問答形式でスムーズに申請書を作成でき、登録通知も早く受け取ることができます。さらに電子通知を希望することで、紛失リスクのない電子データによる登録通知を受け取ることができますので、是非とも「e-Tax による登録申請」をしていただきますよう、お願いいたします。

4. 中小企業等に向けた支援措置

令和4年度補正予算において、インボイス制度への対応に向けたIT導入補助金や持続化補助金といった予算措置が講じられています。会員事業者やその取引先にご活用いただけるよう、別紙に記載されているURLの周知をお願いいたします。

なお、補助対象者等事業の詳細については、補助金事務局ホームページをご確認ください。

(以 上)

制度全般や説明会等の情報に関するご案内

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

制度の概要をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【国税庁 令和5年10月 インボイス制度が始まります！！（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>

【YouTube 国税庁動画チャンネル】

https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixY0fBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc

【国税庁 免税事業者のみなさまへ 令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

制度の詳細をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【国税庁 消費税 インボイス制度に関する改正について】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

制度に関する各種ご相談窓口

【国税庁 インボイス制度に関わる各省庁等の相談窓口一覧】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_ganda.html0

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

中小企業等に向けた支援措置

【中小企業庁 各種支援策のご案内】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_invoice.pdf

【中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口】※免税事業者向け

<https://chusho-invoice.jp/>

消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣及び寄稿依頼について

1 説明会・研修会への講師派遣について

講師を派遣させていただく説明会・研修会

- ◇ 貴団体が主催する会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体(地域ブロック単位の団体)が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能です。
- ※ 会員事業者の主に経理をご担当されている方への説明会や研修会が効果的だと思われ
ますが、団体開催の理事会や団体事務局に向けた説明であっても差し支えありません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や、団体事務局
向けの少人数の説明会や複数回にわたる開催など柔軟な対応も可能ですので、ご相談く
ださい。

派遣する講師(財務省・国税職員)がご説明する事項(概要)

- ◇ 令和5年10月から開始するインボイス制度の概要について、事業者の方々からよく質問
を受ける内容を踏まえながら説明いたします。質疑応答の時間を設けることも可能です。
- ◇ これまで派遣講師による説明を受けた団体等からは、「説明を受けてみて制度理解が進ん
だ」や「準備を開始するきっかけになった」との声をいただいておりますので、積極的なお
申込みをご検討いただけますと幸いです。
- ※ インボイス制度の説明と合わせて、近時の電子帳簿保存法の見直しに関する内容について説
明をご希望の場合は、申込書にその旨をご記入ください。なお、電子帳簿保存法に関する説明
については日程等の都合上、ご希望に添えないこともある旨を予めご了承ください。

説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣の依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。
(申込期限は設けておりません。)
- ◇ 講師派遣は、原則として平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の
日程を希望される場合は前広にご相談ください。

講師派遣のお申込み

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8918
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
担当 堀越・山岡
電子メール：horikoshi-t2k8@mlit.go.jp
yamaoka-y2ke@mlit.go.jp
FAX：03-5253-1555

2 寄稿依頼について

寄稿依頼の対象となる会報誌、業界紙

- ◇ 貴団体（傘下団体を含む。）が発刊する会員事業者向けの会報誌、業界紙にインボイス制度についての記事を寄稿します。
- ◇ 貴団体の会員事業者が社内向けに発刊する社内報など、個別の事業者のみが対象となるものには記事の寄稿はできません。

寄稿する記事の内容について

- ◇ インボイス制度の概要はもちろん、可能な限り貴団体（傘下団体を含む。）の業界の実態に即した内容の寄稿をさせていただきます。
- ◇ 個別の事業者や業界を指して、具体的に登録申請の可否の記載はできません。

- ◇ 内容等に関する打合せを行うことがございます。

寄稿依頼のお申込み

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8918
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
担当 堀越・山岡
電子メール：horikoshi-t2k8@mlit.go.jp
yamaoka-y2ke@mlit.go.jp
FAX：03-5253-1555

インボイス制度 講師派遣申込書

申込日	20xx/xx/xx	管理番号	
開催団体名	〇〇会		
担当部署名 又は 担当者名	〇〇組合事務局〇〇課〇〇		連絡先
			Tel
			03-XXXX-XXXX
		Mail	xxxxxxxx@xxx.xx.xx
説明会の概要			
開催日	20xx/xx/xx	開催時間	13:00～14:30
開催場所	(都道府県) 東京都	(市区町村) 千代田区	(地番、建物名、部屋番号等) 霞ヶ関〇-〇-〇 〇〇 □□会館(大会議室)
説明会の名称	〇〇セミナー		
参加人数(名)	30	名程度	
当日の時間割	12:30 開場 13:00 開会 13:00 説明(インボイス制度の説明) 14:00 説明(改正電子帳簿保存法の説明) 14:20 質疑応答 14:30 閉会 ※改正電子帳簿保存法の説明 <input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		
備考	※ オンラインでの開催をご希望の場合には、その旨及び使用可能なソフト名をご記載ください。 ※ 改正電子帳簿保存法の説明に関しましては講師が変わる可能性もあります。時間割はインボイスと電子帳簿保存法を分けてご記載ください。 ・オンラインでの開催を希望(使用ソフト名:Microsoft Teams) ・質疑時間を多めにとってほしい。		
回答日		説明担当者	

※お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。

インボイス制度 寄稿申込書

申込日	20xx/xx/xx	管理番号	
申込者	〇〇会		
担当部署名 又は 担当者名	〇〇組合事務局〇〇課〇〇	連絡先	
		Tel	03-XXXX-XXXX
		Mail	xxxxxxxx@xxx.xx.xx
寄稿の概要			
機関誌名等			
掲載予定日	20xx/xx/xx		
上記、 掲載予定日 に対する締切日	20xx/〇/xx		
機関誌等の主 な業種・読者層	〇〇業		
予定 文字数	〇〇字		
希望する内容等	例)・制度の概要 ・免税事業者の対応について ・●●業の留意すべき点について		
備考			
連絡日		寄稿担当者	

※お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。